

AEDの設置登録マニュアル

新規設置登録

① 登録書を用意する。

- 平成27年7月以降に購入している場合、AEDと一緒に送られてきている。
- 登録書の紛失または平成27年6月31日以前に購入している場合、製造・販売会社に連絡し、AEDに書かれているお客様コード、シリアルナンバー、住所、名前等を伝え登録書を郵送してもらう。

② 登録書を記入して郵送、もしくは登録書に書かれているURLに

アクセスしてAED設置情報管理のために使用するメールアドレスに登録用のURLを送信する。

※メールアドレスをお持ちでない方はインターネットによる登録は行えませんので、郵送による登録をお願いいたします。

※郵送に伴う費用は設置者の負担になります。

③ 登録用URLにアクセスして新規設置の登録にチェックを入れて、使用可能時間や設置場所等、必須項目を入力し、登録する。(所要時間5分程度)

※地図のピンの位置がずれていないか確認してください。

登録書郵送先

〒113-0034

東京都文京区湯島 3-37-4 HF湯島ビルディング7階

一般財団法人日本救急医療財団

AEDマップ登録係

登録内容の変更・更新(インターネットによる登録の場合のみ)

- ① 登録書に書かれているURLにアクセスしてメールアドレスに登録用のURLを送信する。
- ② 登録用のURLにアクセスして設置内容の更新登録にチェックして登録番号を入力する。
※登録番号が分からない場合、
登録番号がわからない方はこちらから設置施設名等で検索する。
- ③ 以前登録した設置情報が補完されているので確認し、変更がある場合は訂正する。

AED入れ換えによるAED本体の交換した時

新規設置登録をする。(AED1台に1つの登録番号がふられるため)

AEDを廃棄する時

日本救急医療財団に削除を依頼し、製造・販売会社に連絡する。

(AEDは高度管理医療機器、特定管理医療機器として製造・販売会社が設置場所を登録・管理しているため)

・連絡先

一般財団法人日本救急医療財団 研修研究部 kensyuu-kenkyuu@cqzaidan.jp

記載する内容

- | | |
|------------|---------------------------|
| ・担当者名 | ・削除するAEDの登録番号 |
| ・所属機関名 | ・設置施設名 |
| ・連絡先(電話番号) | ・設置施設住所
(記載があれば設置場所概要) |

AEDを譲渡したとき

全国AEDマップの設置情報を更新又は削除し、製造・販売会社に連絡する。
(AEDは高度管理医療機器、特定管理医療機器として製造・販売会社が設置場所を
登録・管理しているため)

ご質問・お問い合わせ先

留萌市市民健康部保健医療課（地域医療担当）

担当： 竹内・中尾

TEL：0164-56-1507

FAX：0164-49-2822